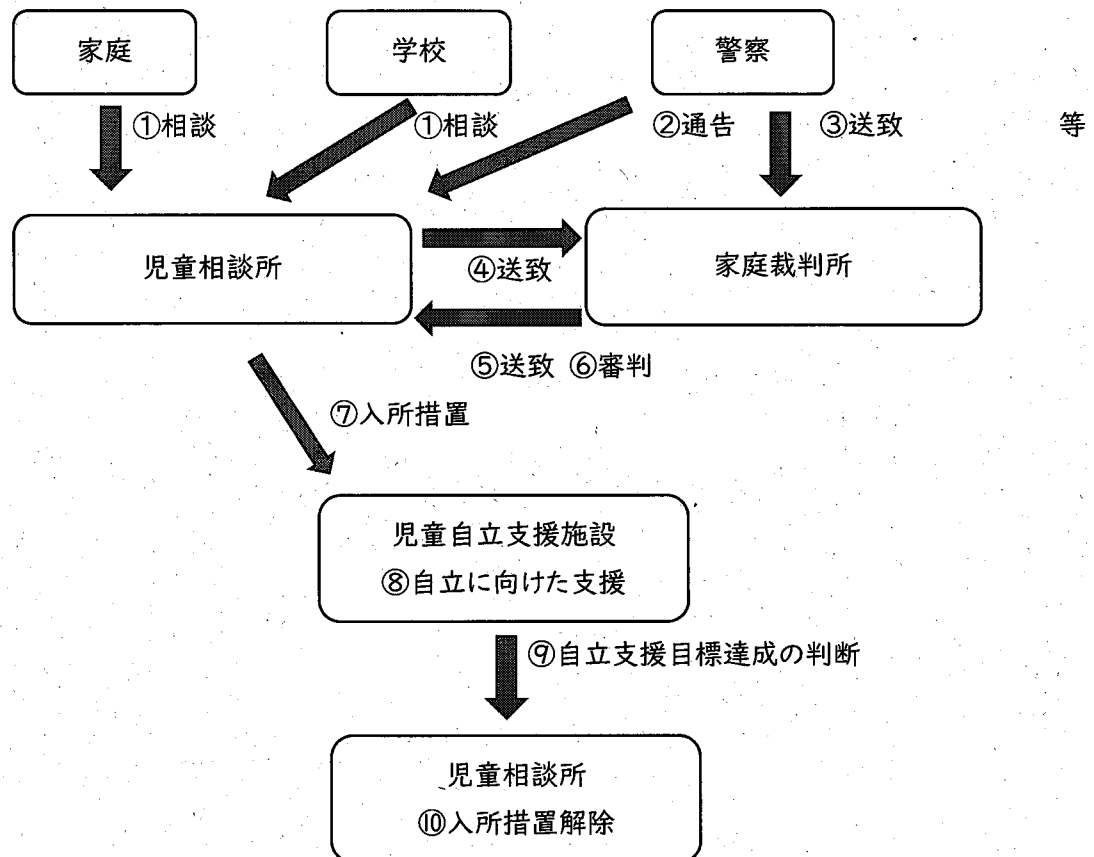


入所から退所までの流れ



①相談

家庭や学校等から児童相談所に対して触法行為、ぐ犯行為の非行性のある行為や不適応行動などの相談があります。

②警察から児童相談所への通告

14歳未満の触法少年、ぐ犯少年は、警察から児童相談所に通告があります。

③警察から家庭裁判所への送致

14歳以上20歳未満の少年で犯罪の嫌疑がある少年を送致します。

④児童相談所から家庭裁判所への送致

児童相談所が、触法少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と判断した場合や、一定の重大事件の場合には家庭裁判所に事件を送致します。

⑤家庭裁判所から児童相談所への送致

家庭裁判所が調査した結果、「児童福祉法の規定による措置を相当と認めた場合」は、家庭裁判所が都道府県知事又は児童相談所長に送致します。

⑥家庭裁判所での審判の結果、児童自立支援施設送致（少年法24条1項3号）

家庭裁判所が調査した結果、開放的な施設での生活指導が相当と判断した場合は、「保護処分」として児童自立支援施設に送致します。（その場合は児童相談所を経由しての入所となります。）

⑦入所措置（児童福祉法 27 条1項3号）

児童相談所が調査し児童相談所が児童自立支援施設への入所が適当と判断した場合は入所措置をとります。

※入所後に係る費用は、児童相談所が施設入所負担金を認定して、扶養義務者は負担金を月々納入することとなります。施設入所負担金は各々の家庭の収入状況等で決定します。

⑧自立に向けた支援

生活の場において、子どもと大人の生きた言葉、態度などの相互交流によって共に育ちあっていくことを柱に、子どもとの関係性を構築し、その関係性を基盤に子ども自身が抱える課題を克服できるよう、自立支援目標を個人個人に定めて、子どもや家庭に対して支援を行います。

入所中は、児童相談所や家庭等と、必要に応じて連絡を取り合います。

⑨児童自立支援目標達成の判断

入所後の支援により自立支援目標達成が認められる児童については、児童自立支援施設内で協議し退所の可否を検討します。退所が適当と判断した場合は児童相談所へ意見を届け出ます。

⑩入所措置解除

⑨の意見を基に、児童相談所が調査を実施し、児童相談所が入所措置解除が適当と判断した場合は入所措置解除となります。